

学報 神戸大学

No.7

◎ 達 示

◎ 神戸大学規則第五号

本 学 一 般

神戸大学教員適格審査委員会規程を次のように制定する
昭和二十五年七月六日

神 戸 大 学 長

(審査委員会の設置)

第一条 学長は、昭和二十二年文部、外務、司法、通信、厚生、内務、大藏、運輸、農林省令第一号（「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」の施行に関する規則）及び文部省訓令第三号（教職員の適格審査をする委員会に関する規程）により本学に神戸大学教員適格審査委員会（以下審査委員会と称する）を置く。

(審査委員会の任務)

第二条 審査委員会は本学教官及び本学において新規に採用せんとする教官の適格を審査することを任務とする。
(審査委員会の組織)

第三条 審査委員は五名とし、なるべく各学部を代表するよう本学教官の中から学長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第四条 審査委員会に委員長及び副委員長各一名を置く。委員長及び副委員長は審査委員会において委員の互選により定める。委員長は審査委員会の議長となり議事を主宰整理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故があるときはこれに代わる。

(幹事及び書記)

第五条 審査委員会に幹事三名及び書記二名を置く。幹事の中二名は本学教官の中から学長が委嘱し、他の一名は本部庶務課長を充てる。書記は庶務課員を充てる。

(審査委員会の招集)

第六条 審査委員会は委員長が招集し、毎月第一、第三木曜日を定例とする。臨時に招集する場合には委員長は各委員に対して三日前までに通知しなければならない。

(定 員 数)

第七条 審査委員会は委員の過半数の出席がなければ審査の議事を開くことができない。

(審 査 の 方 法)

第八条 審査委員の審査は原則として書面とする。但し審査に附せられた者を審査委員会に出頭させ、事実の陳述をさせることは差支えない。
審査委員会が必要と認めるときは、現地について事実の

調査、その他の資料を集めることができる。
審査委員会が必要と認めるとき、又は審査に附せられた者の請求があつた場合関係人を審査委員会に招いて事実の陳述をさせることができる。

(審査委員の審査の場合)
第九条 審査委員が審査に附せられたときは、その審査委員は職務の執行から除く。前項の委員は定員数には算入しない。

(表決要件)
第十条 審査委員会の審査判定は記名投票による。表決は委員の過半数で決する。但し可否同数のときは審査委員長が決する。白票は無効投票とする。

(非公開)
第十二条 審査委員会の議事は公開しない。
(委員長の結果報告義務)
第十三条 審査委員長は審査委員会の審査判定の結果を設置者および文部大臣に知らせなければならない。

(審査委員とその他の関係者の責任)
第十三条 審査委員会の委員その他の関係者は昭和二十二年政令第六十二号の施行について、その精神並びに条文を良心に従い公正に行う個人的責任を負う。

(附則)
この規程は昭和二十五年四月一日から適用する。
(諒解事項)

審査委員及び幹事(教官)について
各学部は審査員及び幹事(教官)の候補者として一名づつ(文理学部は文科、理科各一名づつ計二名)推薦し学長はこの中から五名を審査委員に二名を幹事に委嘱するものとする。

● 任免辞令

奥中喜代一

文部教官に任命する
十三級三号俸を給する

桃山末吉

雇を命ずる 六級三号俸を給する
住吉分館勤務を命ずる

砂本真

雇を命ずる 四級一号俸を給する
教育学部勤務を命ずる兼ねて文理学部、御影分校勤務を命ずる

藤井次郎

雇を命ずる 三級一号俸を給する
事務局会計課勤務を命ずる

鋸田タマキ

備員(小使)を命ずる 四級三号俸を給する
事務局会計課勤務を命ずる (以上七月十五日)

(各通) 教官 山下勝治

全 平井泰太郎

兼ねて昭和二十五年公認会計士試験審査委員会

第二部試験委員を命ずる(六月一日公認会計管理委員会)

事務官 長島孝

神戸大学主任物品会計官吏を免する

事務官 舟木衛之助

神戸大学主任物品会計官吏を命ずる

雇 林良康

願に依り雇を解く

備員 穴田文治

(各通)

願に依り備員を解く(以上六月三十日)

● 雑報

神戸大学教員適格審査委員会委員及び幹事を頭書の通り委嘱する

昭和二十五年六月二十二日

委員(委員長)経済学部長 坂本彌三郎

委員(副委員長)法学部長 北村五郎

委員 教育学部長 増田幸一

委員 経営学部長 福田敬太郎

委員 工学部長 城野和三郎

幹事 文理学部長 楠正貫
幹事 文理学部文料長 今井林太郎
幹事 庶務課長 泉勇次郎

助教授 早川武夫

在外研究中米国における民事々件判例調査を委嘱する

七月十日 本学

◎昭和二十六年入学選抜学力検査実施方法について
標記の件について左記の通り決定した

記

本学における昭和二十六年入学選抜のうち学力検査実施についての方法は昨年通りとする。

但し経済学部及び経営学部志願者に対しては数学の科目中に「簿記及び商業数学」の一科目を加え選択させる
工学部志願者に対しては理科の科目中に「力学」「電磁気」の二科目を加え選択させる。

なお、昭和二十七年入学選抜においては、社会、数学、理科の各教科中二科目を選ばせる予定である。

◎ 文理学部文科補欠募集要項

一、募集人員 哲学、芸術学、社会学、英米文学各科専攻学生若干名計約二十名(英米文学科は極く少数)

- 一、受験資格 旧制高等学校卒業生
- 一、提出書類 入学願書、卒業証明書、写真
- 一、検定料 四百円
- 一、試験科目 外国語(英、独、仏の内一ヶ国語) 論文
(哲学又は歴史学)
- 一、試験期日、場所 昭和二十五年九月九日(土)
午前九時三十分 六甲学舎
- 一、願書受付、締切 六甲学舎文科事務室、九月七日迄
- 一、合格者発表 九月十二日午後二時、六甲学舎

◎ 昭和二十五年六月—十月御影分校

授業、休暇及び試験予定日程

- 六月二十日 (火) (二年生) 一年生後期成績提出〆切
- 七月十二日 (水) 夏期休業開始
- 九月三日 (日) 全 終了
- 九月四日 (月) 授業開始
- 九月七日 (木) (土) (二年生) 一年後期追試験
- 九月三十日 (土) 前期授業終了
- 十月二日 (月) 前期試験開始
- 十月十日 (火) 全 終了
- 十月十四日 (土) 前期成績提出〆切
- 十月十九日 (木) 二年生判定会議
- 十月二十日 (金) 全 可否発表
- 十月三十日 (月) 後期授業開始

(備考) ○ 印は姫路分校と協定したものの

◎ 文部省指定旅館通知

伊勢鼓ヶ浦舞子館……三重県鈴鹿市寺家町鼓ヶ浦

関西線……鈴鹿駅下車
近畿日本鉄道……白子駅又は鼓ヶ浦下車
(詳細については本部会計課総務掛に問合せ下さい)

◎ 文部省共済組合厚生資金貸付金規定

今般組合員の福祉を増進するため共済組合厚生資金を希望者に貸付することになった

- 一、貸付額 壹千円以上(勤続年数に応じ増額)
- 一、償還方法 一年以内月賦償還
- 一、利 息 元金百円につき 甲種組合員 月四拾銭 乙種組合員 月五拾銭
- 一、貸付申込 所定の様式により申込むこと

(詳細については各都局会計掛に問合せ下さい)

◎ 小松教官請求に関する公開口頭審理休会について

前号で予告した公開口頭審理は請求者小松教官から病氣のため七月中の審理休止方主任代理人連署の上願出があったので二十日、二十七日の審理は休会となった

◎ 予 告

七月二十九日 午後二時から研究所に於て海運研究会開催
八月十日、二十五日発行の学報は都合により休刊
(但し記事ある場合は発行する)

◎ 主 要 日 誌

六月二十九日 神戸大学暫定通則が制定された
七月十一日 国立大学長会議、小委員会、国立大学協議会発会式に田中校長出席
七月十二日 明石附属校園に於てカリキュラム研究発表会開催
七月二十三日 商業教育協会大会開催